



明けましておめでとうございます！



今年の子(ねずみ)年。中国の『漢書』では、「子」は繁殖する・うむという意味をもつ「孳」という字からきており、新しい生命が種子の中に萌(きざ)し始める状態を表していると言われていいます。そこから、新しい物事や運気のサイクルの始まる年になると考えられており、新しいことを始めるにふさわしい一年になりそうです。資格の勉強を始めてみる、健康維持のためのスポーツ、新しい趣味に挑戦・・・考えるだけでもわくわくしますね！！

さて、「めがね税理士通信」2020年1月・2月合併号をお届け致します。税金や経営、相続などのお役立ち情報とともに、事務所の近況もお伝えします。内容についてご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

めがね税理士の厳選税務

今月はここをチェック！！

納税もキャッシュレス化！？ クレジットカード納税

キャッシュレス化が益々進展する今日、クレジットカードで納税ができることをご存知でしょうか。今回は、クレジットカード納税について解説します。

クレジットカード納税とは

国税庁指定の納付委託者(トヨタファイナンス株)が運営する「[国税クレジットカードお支払サイト](https://kokuzei.noufu.jp/)」から必要情報を入力し、インターネット上でのクレジットカード決済の要領で納税する方法です。法人税や消費税、源泉所得税、所得税などの国税の税目に対応しており、インターネットに接続されているパソコンあるいはスマートフォン、クレジットカードがあれば利用可能です。以下のマークがついているクレジットカードでご利用いただけます。



(Visa, Mastercard, JCB, American Express, Diners Club, TS CUBIC CARD)



クレジットカード納税の特徴

現金での納付にはないメリットとしては、①クレジットカードの**ポイントが貯まる**、②納付のために**金融機関等に出向く必要がなく、24時間利用可能**、③現金が準備出来なくても納付手続きを完了することができ、**クレジットカード料金の引落日までの猶予ができる**ことが挙げられます。また、クレジットカード納税は継続して利用する必要はなく**その都度利用することができる**うえ、**税務署への事前の届出は不要**のため即時的に手続きが可能です。

一方で、デメリットとしては①経費として損金算入可能ですが**決済手数料が発生**する(税抜76円、納税額が10,000円を超えるごとに税抜76円加算)、②**領収書が発行されず、納税証明書の発行にも3週間程度かかる**、③**地方税には対応していない**点が挙げられます。また、クレジットカード納税手続き1度に納税できる金額は1,000万円未満及びクレジットカードの上限となる点も納付時手続き時に注意が必要です(クレジットカード会社によっては上限額を一時的に引き上げることが可能)。例えば、法人税500万円、消費税の納税額が1,500万円の場合は3回納付手続きを行う必要があります。

クレジットカード納税にご興味を持たれましたら、ぜひ弊所までお問い合わせください。

新年のご挨拶及びCIリニューアルのお知らせ

新年明けましておめでとうございます。むかいアドバイザリーグループの代表の向智大です。

さて、実は昨年より当グループのCI(コーポレートアイデンティティ)のリニューアルをスタッフとともに取り組み、経営理念、ビジョン、ロゴ、行動指針などをみんなで考えて新たに創り直しました。

2020年、ようやくお披露目できることとなりました新しい経営理念は、「**人ときちんと向き合う**」です。詳しくは1月9日(木)公開予定の新しいHPを是非ご覧ください。この理念のもと、社員全員が更なる成長を遂げるよう一丸となって頑張ります。2020年もむかいアドバイザリーグループをどうぞよろしくお祈り致します！



2020年も宜しくお願い致します！
新HPのURL(1月9日公開)予定
<https://mukai-group.com/>

親を大事にし、上司に敬意をはらう。先輩に礼をつくし、師匠に懸命に仕える。よき仕事をする人を心から尊敬し、一隅を照らす人にも頭を下げる。天地自然、この世の中、敬う心があれば、敬うに値するものは無数にある。人間には、ものみな、人みなのために敬うべき価値を見いだす能力が与えられている。本質として与えられている。その本質を生かしつつ、敬うべきものを敬うことによって自他ともの心をゆたかにし、高めることのできるのは人間だけではなくだろうか。その人間の特性を素直に生かしたい。敬う心を高めて、おたがいのゆたかさははかりたい。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP研究所)



たかこサンの相続相談室



相続法改正『遺言執行者の権限の明確化』

Aさん：遺言書の作成を考えているのですが、遺産分けに関する内容以外に、遺言執行者というものについても記載しておいた方がよいと聞きました。遺言執行者とはどのような存在なのでしょう？

たかこサン：遺言執行者とは、遺言書の内容に従って、預金を解約して相続人に分配したり、不動産の名義変更手続きなどをする権限を持つ存在です。

一般的には、遺言書で相続人のどなたかを指定することが多いですね。

Aさん：やはり遺言を作成する際は、遺言執行者を決めて記載しておいた方がよいのでしょうか？

たかこサン：そうですね。遺言執行者は必ず決めておいた方がよいでしょう。遺言執行者を決めていない場合は、遺産の預金を解約するために、一般的には相続人全員での手続きが必要になります。相続人同士が不仲な場合などは、遺言書で少ない取り分を指定されている相続人が手続きに協力してくれないことも考えられます。それに対して、遺言書で遺言執行者を指定しておけば、預金の解約手続きは遺言執行者ひとりで行うことができるため、手続きが非常にスムーズになります。

Aさん：それは必ず指定しておくべきですね。指定する場合は、氏名や生年月日などで個人を特定できるように記載しておけば、それ以外には特に記載しておかなくてよいのでしょうか？

たかこサン：従来は、遺言執行者が当然に預金解約の権限を持つかどうかは裁判でも判断が分かれていたため、遺言執行者に預金解約の権限を与えるためには、「遺言執行者は預金の解約、払戻しの権限を有する」などの記載が必要でした。

しかし、今年7月1日の相続法改正により、遺言執行者は当然に預金解約の権限をもつことになったため、前述のような記載は不要になりました。



お気軽にご相談ください 受付時間 9:00~21:00(平日・土日祝)

無料相続相談
のご予約はこちら

0120-779-155

税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！

ご相談事例

- ① 相続や事業承継の対策を打ちたい
- ② 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- ③ 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- ④ 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい



発行元



つねに むかに

むかいアドバイザーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士事務所 / むかい行政書士法人
むかいアドバイザー株式会社 / 石川金沢相続サポートセンター

【代表者】税理士・行政書士 向 智大 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子
【所在地】〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

【TEL】076-254-0301 (受付時間: 平日 9:00~18:00)
【FAX】076-254-0302 【Email】info@mukai-group.com

【HP】

- むかいアドバイザーグループ → <http://www.mukai-group.com>
- 石川金沢相続サポートセンター → <http://www.auberge-sanglier.com>
- 石川金沢家族信託サポートセンター → <https://kanazawa-kazokushintaku.com>